

入札・契約制度の改正について（概要）

平成 22 年 7 月 26 日の中央建設業審議会において公共工事標準請負契約約款の改正が決定され、同日付けで各公共発注者宛にその実施が勧告されたところです。

今般の改正は、建設市場の縮小が続く中、建設企業の経営環境はかつてないほど厳しさを増し、これに伴い多くの課題が生じている現状を踏まえ、契約当事者間の責任・費用の適切な分担を確保し、建設業における契約・取引の対等性の確保・明確化、契約履行体制の合理化等を図る目的として行われたものです。

については、公共工事標準請負契約約款の改正を基本とした見附市建設工事請負基準約款及びその他制度改正を実施することとしましたので、お知らせをいたします。

1. 契約当事者間の対等性確保

- 約款中の呼称を「甲」・「乙」から「発注者」・「受注者」へ変更する。

2. 施工体制の合理化

- 現場代理人の常駐義務の緩和

通信手段が発達した現在においては、工事期間全般について、現場代理人が工事現場に常駐しなくても、円滑な工事の遂行は可能なため、一定の場合には常駐義務を緩和できる規定を追加する。

3. 不良不適格業者の排除

- 受注者が暴力団等である場合の解除権の規定を追加

発注者が契約を解除できる場合として、受注者又はその役員等が暴力団員である場合等の規定を追加する。

4. 建設業における資金調達の円滑化

- 前金払対象工事の請負金額の変更

対象請負金額を現行 500 万円以上から 200 万円以上へ引き下げ、金額算定方式を積み上げ方式から 10 分の 4 以内の一定率方式とする。

●中間前金払制度の導入

既に前払金を支出した建設工事において、一定要件を満たしている場合、施工の中間時期に請負金額の10分の2までの金額を追加して支払いをすることができる。

5. 適正価格での契約推進のためのその他改善事項

●最低制限価格の事後公表及び設定範囲の改正

最低制限価格の設定範囲をこれまでの「2/3から8.5/10の範囲」から「7/10から9/10の範囲」に引き上げ、算定モデルを見附市独自モデルから中央公契連モデルへ変更し、最低制限価格を非公開から事後公表に改める。

※中央公契連・・・中央公共工事契約制度運用連絡協議会 公共工事の契約 制度の合理的な運用を目的として、主要な発注である国の機関や特殊法人などで構成（事務局：国土交通省）

- 1 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額。ただし、その額が、予定価格の10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7を乗じて得た額
 - ① 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額
 - ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ③ 現場管理費の額に10分の7を乗じて得た額
 - ④ 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額
 - 2 特別なものについては、1にかかわらず、契約ごとに10分の7から10分の9までの範囲内で契約担当職員等の定める割合を予定価格に乘じて得た額

※12月1日以降に公告する案件から最低制限価格設定を上記の方法によるものとする。また、最低制限価格の事後公表は、12月1日以降に開札する案件より実施する。

●入札時における入札書等の封筒使用について

入札者名、入札番号及び案件名称を表記した封書に入札書を封入することを義務付けていたが、入札書記載金額が他者へ遺漏することが無い場合、封書を使用する必要を問わないこととする。

（施行期日）

- 1 この改正は、平成22年12月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この改正は、施行日以降に締結する契約について適用する。ただし、現場代理人の常駐緩和については、施行日において履行中である契約についても適用できる。